

製紙原料、FIT 燃料合法証明デューデリジェンスシステムマニュアル



<王子グループ>

OCM ファイバートレーディング株式会社

王子木材緑化株式会社

王子グリーンリソース株式会社

王子製紙株式会社

王子マテリア株式会社

王子エフテックス株式会社

王子イメージングメディア株式会社

王子ネピア株式会社

王子キノクロス株式会社

王子グリーンエナジー江別株式会社

王子グリーンエナジー日南株式会社

2025年10月1日 第7版

《改定履歴》

- 第1版： 2018年1月18日、初版。
- 第2版： 2020年10月1日、OCMファイバートレーディング(株)の社名変更。
- 第3版： 2021年3月1日、王子キノクロス(株)の第1種追加登録。
- 第4版： 2021年10月1日、王子ネピア(株)の第1種追加登録。
- 第5版： 2023年10月1日、別紙2「王子グループ(11社)のサプライチェーン図」の更新。
- 第6版： 2024年10月1日、王子グループの調達指針、別紙1等の更新。
- 第7版： 2025年10月1日、別紙1「王子グループ(11社)の 担当部署、責任者・担当者リスト」、
別紙2「王子グループ(11社)のサプライチェーン図」の更新。

1.	はじめに.....	4
1.1.	木材調達におけるDDプロセス.....	4
2.	使用文書.....	5
3.	合法調達へのコミットメント	5
4.	品質システム・管理.....	5
4.1.	担当部署・責任者・担当者.....	5
4.2.	研修・能力育成	5
4.3.	DDS改訂のプロセス.....	6
4.4.	記録管理の手続き	6
4.5.	対外コミュニケーションにおけるルール	6
5.	原材料の管理・保管	7
6.	適用範囲.....	8
7.	サプライチェーン情報へのアクセス.....	9
7.1.	サプライチェーン情報の収集	9
7.2.	サプライチェーンに関する情報へのアクセス.....	10
7.2.1.	情報更新・改変	10
7.2.2.	情報のギャップに関する評価	10
8.	リスクアセスメント.....	10
8.1.	認証・合法性証明木材の使用.....	11
8.2.	リスクアセスメントチェックリスト.....	11
8.3.	リスクアセスメントの流れ	13
9.	リスク緩和措置	13

1. はじめに

本マニュアルは王子グループが木質の製紙原料及びFIT燃料を調達するにあたって合法証明デュー・ディリジェンス(以下 DD と表記)を行うことにより、違法に伐採された木材製品を調達するリスクを最小化することを目的としている。

王子グループの主な事業は、原材料調達、製紙業、バイオマス発電事業である。

本マニュアルとその各項目の実行にあたって、デュー・ディリジェンス(DD)とは、王子グループが違法に伐採された木材・木材製品を調達するリスクを最小化するために弊社が事業行為において取る一連の措置を意味する。

本マニュアルの内容は、2017年5月現在、米国レイシー法、EU木材規制、(違法伐採によって取得された林産物を規制する規則)、オーストラリア違法伐採禁止法、及び日本の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に準拠するために作成されている。本文書におけるDDの各過程は弊社の全サプライヤーに適用する。

1.1. 木材調達におけるDDプロセス

本マニュアルにおいて、デュー・ディリジェンス(DD)とは、以下の3つの段階を踏み木材の違法リスクなどを最小化することを意味する：

- (1) 情報収集
 - (2) リスクアセスメント
 - (3) リスク緩和措置
- ✓ (2)でリスクが低いことが確認できれば、(3)を行う必要はない。
 - ✓ (3)でリスクが緩和できない場合には、当該製品の購入を停止。

2. 使用文書

本マニュアルに従い行うDDにおいては、以下の文書を併せて使用する。

文書名
● 違法伐採対策に対する日本製紙連合会の行動指針
● 生物多様性保全に関する日本製紙連合会行動指針
● 製紙業界の違法伐採対策
● 日本製紙連合会違法伐採対策モニタリング事業
● 日本製紙連合会「環境行動計画」
● 製紙業界の違法伐採対策の取り組み状況について

3. 合法調達へのコミットメント

王子グループの「[木材原料の調達指針](#)」を参照。

https://ojiholdings.disclosure.site/Portals/0/pdf/themes_188/wood_2024.pdf

4. 品質システム・管理

4.1. 担当部署・責任者・担当者

本マニュアルに従って DD を実施する場合の担当部署、責任者、担当者は別紙 1「王子グループ(11社)の担当部署、責任者・担当者リスト」を、参照。

4.2. 研修・能力育成

研修について:

- 調達に関する実務担当者全員を対象とする。
- 少なくとも年に一度行う。
- 王子グループの調達方針及び本 DD マニュアル中の各過程がきちんと準拠されることを目的として行う。
- 日付や参加者の情報を含む研修の記録を保管しておく。
- 初めて参加する社員の研修は、既に研修を受けた社員が責任をもって行う。
- 研修やその他の能力育成に関わる記録は、5年間保管しておく。

4.3. DDS 改訂のプロセス

- DDS の統括責任者、または必要に応じて独立第三者が DDS の維持、見直し、改訂を年に一度行う。
- サプライチェーンに変更があった場合、新規のサプライヤーから原材料を購入する場合、または新しい製品、樹種、原産国などが調達対象となった場合には、その都度サプライチェーンとリスクアセスメントの結果を見直し、必要な場合には DDS を改訂する。

4.4. 記録管理の手続き

- DD における全ての過程、要素について記録をとる。
- 記録はデジタルでも紙ベースでもよいものとする。
- 記録は最低 5 年間保持する。
- DD の実行のために必要な記録文書としては例として以下のようなものが挙げられる。
(売買契約書、請求書、インボイス、トレーサビリティレポート、森林認証証書、団体認定書、合法証明書、内部監査報告書、第三者監査文書、現地確認報告書など)

4.5. 対外コミュニケーションにおけるルール

王子グループは、DD を本マニュアルに従って行った場合でも、製紙連合会のデューデリジェンス認証/証明を受けたという表現を、請求書、パッケージ、木材製品そのもの(ただしこれらに限定されない)に使用しない。例として使用できない表現は、「リスクアセスメント済み」、「リスクアセスメント済み木材」、「低リスク木材」、「独立第三者監査済み木材」など。パンフレット等でデューデリジェンス制度について説明する場合には、「独立第三者認証」という表現は使用しない。「無視できるリスク」という表現は、製品のリスク評価について説明する場合には使用して良いが、製品説明としては使用しない。ただし、「製品のリスクを評価するために、本マニュアルに基づき王子グループで社内デューデリジェンスを行った」という説明はしても良いものとする。

5. 原材料の管理・保管

- 購入、加工、梱包、輸送の間を通して、購入した原材料に由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、違法な可能性のあるものと分けて管理する。
- 担当者は上記を確実にし、由来の不明な可能性のあるものが万が一混入した場合には、購入した原材料を指定場所への保管や見取り図面上での表記などにより、目視確認できるようにしておく。
- 違法な可能性のあるものについては、どのように処分したかという記録を残すようにしておく。
- 第三者認証製品、第三者合法性証明製品、認証管理木材はそれぞれの条件に従って保管する。

6. 適用範囲

製品	伐採国	樹種名 (国内は、分布区域番号)
木材チップ（輸入）	アメリカ、カナダ、インドネシア、オーストラリア、タイ、チリ、フィジー、ベトナム、ニュージーランド、マレーシア	ユーカリ、アカシア、ダグラスファー、パイン
木材チップ（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
原木（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫
木材パルプ（輸入）	カナダ、アメリカ、ブラジル、チリ、フィンランド、スウェーデン、ラトビア、エストニア、オーストラリア	ユーカリ、アカシア、アスペン、ポプラ、バーチ、ファー、パイン、スプルース、ラーチ、シダー、ヘムロック
木材パルプ（国産）	東海、北陸、信越、近畿、中国、四国、九州、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、ベトナム、タイ、チリ、南アフリカ	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、ユーカリ、アカシア、ファー、パイン
木質燃料（輸入）	タイ、ベトナム、オーストラリア	ユーカリ、アカシア
木質燃料（国産）	北海道、北東北、南東北、北関東、南関東、中部、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州	樹木分布区域図・区域別樹木リスト ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫

※ 樹木分布区域図・区域別樹木リストは、以下を参照

https://www.jpa.gr.jp/env/proc/clean_wood/images/list_jumoku.pdf

※ サプライヤー情報の詳細版は別に管理

7. サプライチェーン情報へのアクセス

下記のサプライチェーンに関する情報を調達前に収集・アクセスできるようにしておく。そのために、サプライヤーから情報提供について契約文書や誓約書等を通して合意を得ておく。

- 製品の種類
- 製品の樹種の通称と学名
- 原産国、伐採地域、国内においては都道府県等
- 木材製品が製造された国
- 製品のサプライヤー・リスト(商号、国名、住所)
- DDS マニュアルの対象となる購入予定の木材製品の量
- 該当する場合は以下を含む、木材・木材製品が関連適用法規制に準拠することを示す文書またはその他の情報
 - FLEGT ライセンス材及び CITES 材
 - FSC[®]認証証明書、または PEFC 認証証明書及び PEFC との相互認証制度の認証証明書¹
 - 第三者合法性証明システムへの準拠を示す文書
 - EU 木材法、オーストラリア違法伐採禁止法によって認められた文書²
- サプライチェーン図 (別紙2「王子グループ(11社)のサプライチェーン図」参照)。

7.1. サプライチェーン情報の収集

情報収集は、トレーサビリティレポートにより、リスクアセスメントがきちんとできるレベルで行う。トレーサビリティレポートの入手、記載事項の確認は第三者監査を以て行い、その結果をウェブサイトで公表する。

7.2. サプライチェーンに関する情報へのアクセス

サプライチェーンに関する情報が不足していることは、リスクを意味する。この場合リスク緩和措置を取る。

7.2.1. 情報更新・改変

サプライチェーンやサプライヤーに関する情報は、以下のタイミングで更新する。

- 少なくとも年に一回
- サプライチェーンに変化があった場合

¹ サプライヤーの CoC 認証だけでなく製品そのものの認証を必ず確認すること。ライセンス番号：FSC-C014119 他

² 日本製紙連合会『H26年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の82頁～88頁、添付資料2「EU木材規制のためのガイダンス文書」を参照。また、日本製紙連合会『H26年度 海外植林におけるナショナルリスクアセスメント手法の開発報告書』中の関連部分参照：EUは「3.1.4 補足法とガイダンス」、オーストラリアは「3.3.2 デューディリジェンス (DD)」を参照。

7.2.2. 情報のギャップに関する評価

リスクアセスメントの前に、サプライヤー情報は確認しておくこと。不足する情報について評価し、これを情報のギャップと考えること。

8. リスクアセスメント

リスクアセスメントでは、以下を含む項目についてリスクが無視できるか否かを検討する：

- 製品
- 樹種
- 原産地
- サプライチェーンの複雑さ

リスクアセスメントについては、「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル」(チェックリスト)に基づいて実施する（別紙 3「違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル(合法証明 DD システム対応版)」参照）。

基本的に、以下の条件すべてが満たされる場合、リスクは無視できると考えてよい。

*ただし詳細は、欧州木材貿易連盟発行文書 ETTF System for Due Diligence、特に Annex5. B 「リスク特定表」を参照しつつ行う。

- a) 原産国は国連安全保障理事会または欧州連合理事会によって木材貿易を禁止されていない
- b) サプライチェーン中に、証明された違法行為は全くない
- c) 原産国または樹種について違法性の蔓延は報告されていない
- d) サプライチェーン中には、特定することのできた企業のみ、限定的な数しか存在しない
- e) 木材または木材製品が適用法令に準拠することを示すために必要な文書はすべて、サプライヤーによって用意されている
- f) 原産国の腐敗レベルが低い

認証・合法性証明木材、認証管理木材(コントロールドウッド)の場合 → 8.1 に従い制度の条件と FM レベルでのリスクを評価

上記以外の場合 → 8.2 に従う

FIT 燃料のリスクアセスメントは林野庁が制定する下記「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に対する準拠の確認をもって合法性を証明するものとする。

<http://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/biomass/pdf/hatudenriyougaidorain.pdf>

8.1 認証・合法性証明木材の使用

認証済みの木材製品の場合には、各基準を欧米規制に適合した FSC または PEFC の相互認証

制度であれば、各制度で定められる規定に従い実際の製品の認証が確認でき、さらに FM 認証レベルで違法性に関する重大な問題が報告されていない場合、リスクは無視できるレベルとみなす。認証管理木材についても同様の扱いとする。(それ以外の認証制度の場合、8.2 に従いリスクアセスメントを行う。)

8.2 リスクアセスメントチェックリスト

8.1 でリスクが無視できるレベルと特定できない場合、以下のチェックリストに従ってリスクアセスメントを行う。

European Timber Trade Federation(ETTF)のチェックリスト

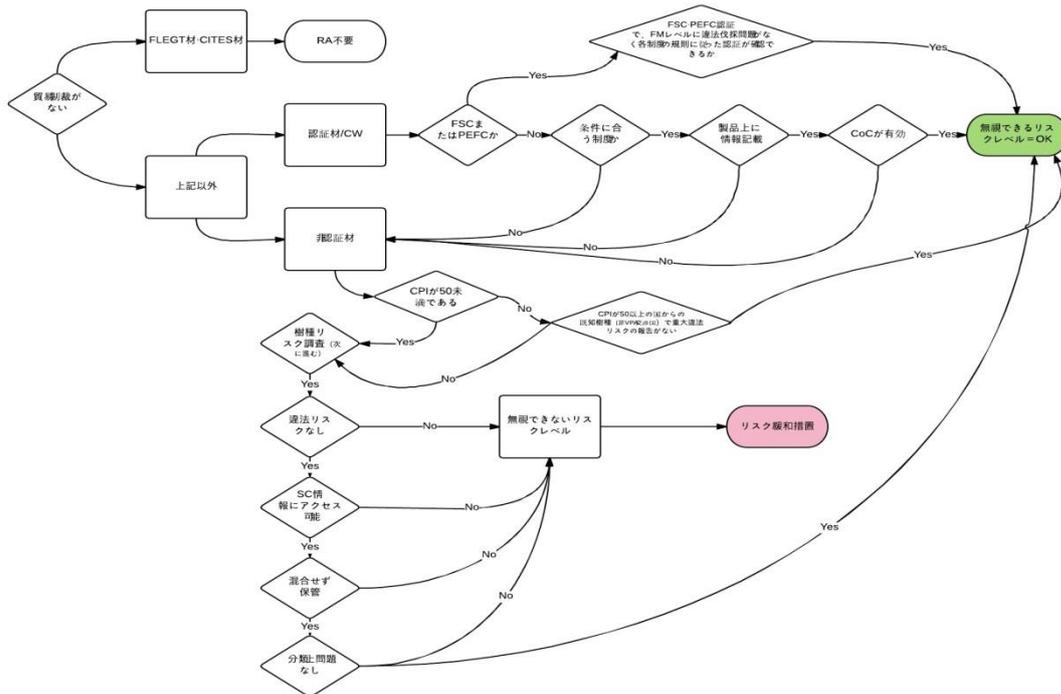
<u>リスクアセスメントを完結できるリスクのカテゴリー</u>	1. FLEGT(※)材か？
	2. 国連安全保障理事会やEU 理事会からの木材貿易禁止令が出ているか？
	3. ワシントン条約記載樹種を含んでいるか？
	4. ワシントン条約のもと、正当な許可と必要書類があるか？
<u>認証状況</u>	5. サプライヤーと製品の両方が、EU 木材法の適用条件すべてに適合する、信頼できる第三者認証制度の認証を受けているか？
	6. 受け取った製品に、その製品の認証を確認できる情報が付帯しているか？
	7. CoC がつながっており、サプライヤーの認証が有効であることが確認できるか？
<u>樹種のリスク</u>	8. 使用樹種に違法リスクがないか？
<u>原産地リスク</u>	9. 原産国/地における伐採に関して第三者の権利の侵害など人権リスクを含む違法行為の重大なリスクがないことが確認できるか？ 確認に使用する参考サイト： <ul style="list-style-type: none"> • グローバルフォレストレジストリー (FSC のナショナルリスクアセスメントと連動) (随時更新) https://sustainableforestproducts.org/node/84 • トランスペアレンシー・インターナショナルの腐敗認識指数 (毎年更新) https://www.transparency.org/en/ • その他、研究機関、NGO などの報告書³
<u>サプライチェーンのリスク</u>	10. サプライチェーンに関する情報に、製品の原産地を確認し管理の程度を特定できるレベルでアクセスできるか？
	11. 加工や輸送の段階で、無視できないリスクを持つ製品 (原材料) と混ざったりすり替わったりしていないか？
	12. 樹種、数量、品質の分類は、関連規制に従ってなされているか？

(※)Forest Law, Enforcement, Governance and Trade program (森林法施行・ガバナンス・貿易プログラム)

³ 英国王立国際問題研究所、世界銀行、インターポールなどは違法伐採問題の報告書を出している。

8.3 リスクアセスメントの流れ

以下のフローチャートは、リスクアセスメントの流れを示したものである。全般にリスクがより低いと見なしたのは①FSC または PEFC 認証製品の場合、②腐敗認識指数(CPI)が高い国(腐敗度の低い国)である。②については基本的に CPI が高い先進国からの木材全般を違法リスクレベルがより低いとみなす考えである。ただし、①、②いずれの場合も、伐採国レベルで重大な違法リスクの報告がないかどうかを確認する。



9. リスク緩和措置

リスクアセスメントの結果、リスクレベルが無視できないものであった場合、リスク緩和措置として以下の要素を含んだ手続きを踏む。

1. 追加情報や文書の要請をする
2. 自社でサプライチェーン監査を行う
3. 第三者証明
4. 無視できないリスクレベルに該当するサプライヤーや製品の代替
5. リスクが緩和できない場合には、該当製品の購入を停止

以上

別紙1 「王子グループ(11社)の担当部署・責任者・担当者リスト」

2025年10月1日

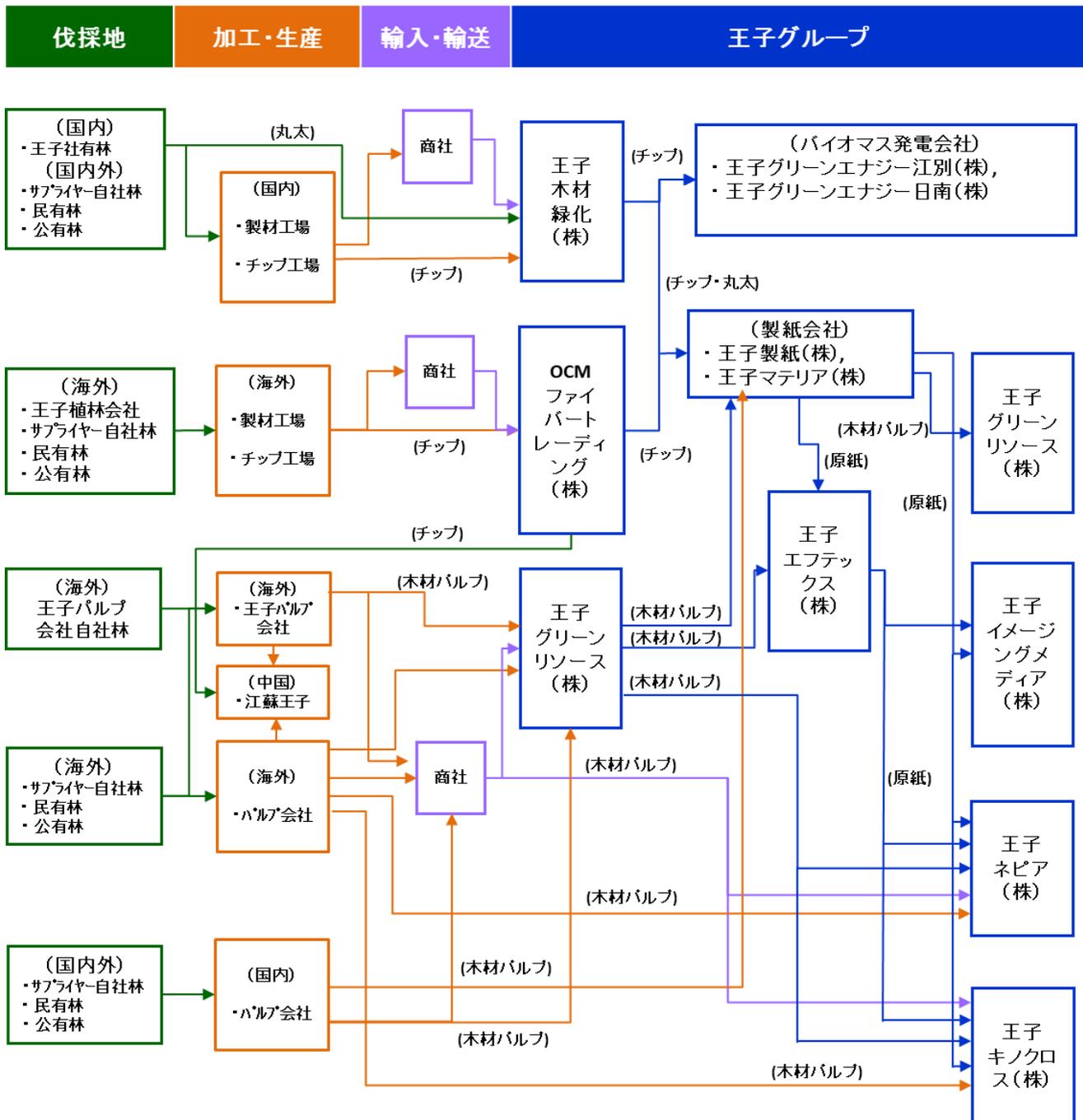
事務局部門：王子グリーンリソース株式会社 企画管理部

	会社名	登録番号	部署	役職	代表電話番号
責任者	王子グリーンリソース(株)	JIA-CLW-I, II 17008	企画管理部	部長	03-3563-7013
担当者 (事務局)	王子グリーンリソース(株)	JIA-CLW-I, II 17008	企画管理部	マネージャー	03-3563-7013
担当者	王子グリーンリソース(株)	JIA-CLW-I, II 17008	パルプビジネス部	マネージャー	03-3563-4392
担当者	王子グリーンエナジー江別(株)	JIA-CLW-II 17015	エネルギー事業部	マネージャー	03-3563-4679
担当者	王子グリーンエナジー日南(株)	JIA-CLW-II 17016	〃	〃	〃
担当者	OCMファイバートレーディング(株)	JIA-CLW-I, II 17006	チップ部	マネージャー	03-3563-7203
担当者	王子木材緑化(株)	JIA-CLW-I, II 17007	バイオマス燃料部	主幹	03-3563-4177
担当者	王子製紙(株)	JIA-CLW-II, 17009	セールスプランニング部	マネージャー	03-3563-7100
担当者	王子エフテックス(株)	JIA-CLW-II 17011	営業企画部	グループマネージャー	03-5550-3100
担当者	王子マテリア(株)	JIA-CLW-II 17010	品質管理部	総括主幹	03-3543-1111
担当者	王子イメージングメディア(株)	JIA-CLW-II 17012	経営企画部	マネージャー	03-5550-2600
担当者	王子ネピア(株)	JIA-CLW-I, II 17013	管理部	部長	03-3248-2855
担当者	王子キノクロス(株)	JIA-CLW-I, II 17014	富士工場 事務部	部長	0545-72-3700

別紙2 「王子グループ(11社)のサプライチェーン図」

● 王子グループ (11社) ※木材関連事業登録事業会社

- ・ OCMファイバートレーディング (株)
- ・ 王子木材緑化 (株)
- ・ 王子グリーンリソース (株)
- ・ 王子製紙 (株)
- ・ 王子マテリア (株)
- ・ 王子エフテックス (株)
- ・ 王子イメージングメディア株)
- ・ 王子ネピア (株)
- ・ 王子キノクロス (株)
- ・ 王子グリーンエナジー-江別 (株)
- ・ 王子グリーンエナジー-日南 (株)



20XX年度違法伐採対策モニタリング事業の調査マニュアル
(合法証明DDシステム対応版)

取扱い注意

違法伐採対策調査対象年度:20XX年度

[②グリーン購入法関連項目付き]

<実施概要>

会社名	(関係するグループ会社名:)	
モニタリング 実施年月日	年 月 日	場所:
調査員氏名		

<会社概要>

会社名			
本社所在地			
違法伐採対策 責任者	役職:	氏名:	
	連絡先:		
違法伐採対策 担当者	部署名および役職:	氏名:	
	連絡先:		
木材原料の 種類	・自製パルプ [万t] (木材チップ:国産 万BDt、輸入 万BDt)	・国内・購入パルプ [万t] (万t)	・輸入パルプ [万t]
	・木質バイオマス(ペレット含む) [国産 万t、 輸入 万t] ※水分込み		

CSR・環境対策:

認証実績(森林認証・ISO等):

取引企業数: [集荷代行会社との取引の場合は、その取引相手の企業数を記入ください。
また、その場合は、()内に集荷代行会社数(貴社の関係会社が対象)の記入もお願いしま
す。]

○ 輸入木材チップ: 社 (社)

○ 国産木材チップ: 社 (社)

○ 輸入木材パルプ: 社 (社)

○ 国産木材パルプ: 社 (社)

○ 輸入木質バイオマス: 社 (社)

○ 国産木質バイオマス: 社 (社)

[モニタリング項目]

●共通調査項目

<クリーンウッド法に基づく登録>

- ①クリーンウッド法に基づく登録を行っているか。
(1) 行っている (2) 行っていない
- ②クリーンウッド法に基づく登録内容についての年次報告を作成しているか
(1) 作成している (2) 作成していない

<原料調達方針>

- ①原料調達方針を定めているか
(1) 定めている (2) 定めていない
- ②原料調達方針をHP、環境報告書等で公表しているか
(1) 公表している (2) 公表していない
[公表媒体:]
- ③違法伐採木材を使用しないことを明確に宣言しているか
(1) 宣言している (2) 宣言していない
- ④森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用について述べられているか
(1) 全て述べられている (2) 一部述べられている
(3) 述べられていない (述べられている情報:)
- ⑤トレーサビリティの確保、情報公開、第三者による外部監査について述べられているか
(1) 全て述べられている (2) 一部述べられている
(3) 述べられていない (記載されている情報:)

<合法証明システム>

- ①合法証明DDシステムを作成しているか
(1) 作成している (2) 作成していない
- ②合法証明DDシステムをHP、環境報告書等で公表しているか
(1) 公表している (2) 公表していない
[公表媒体:]
- ③合法証明DDシステムの責任者及び担当者を定めているか
(1) 定めている (2) 定めていない
- ④合法証明DDシステムについての研修を行っているか
(1) 行っている (2) 行っていない

●製紙用木材チップ(輸入)について

＜サプライヤーとの協定＞(森林認証による合法証明の場合は任意)

- ①サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか
 (1) 入手している (2) 入手していない

＜トレーサビリティレポートの作成＞

- ②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか
 (1) 入手している (2) 入手していない

- ③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか
 (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
 (3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか
 (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
 (3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ⑤トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか
 (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
 (3) 記載されていない (記載されている情報:)

＜森林認証の取得＞

- ⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか
 (1) 確認している (2) 確認していない
 [確認書類:]

＜製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認＞(森林認証による合法証明の場合は任意)

- ⑦製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか
 (1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している
 (2) サプライヤーのみ調査している
 (3) 伐採地域のみ調査している
 (4) 調査していない

(ア)上記⑦の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。

〔 製紙企業等[※]による
サプライヤーの調査方法
(調査回数も含む):

〕

(イ)上記⑦の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。

〔 製紙企業等[※]による
伐採地域の調査方法
(調査回数も含む):

〕

⑧上記⑦の現地調査についての報告書を作成しているか

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している | (2) サプライヤーのみ作成している |
| (3) 伐採地域のみ作成している | (4) 作成していない |

※:製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者

●製紙用木材チップ(国産)について

<p><木材チップ業者との協定> (森林認証又は団体認定による合法証明の場合は任意)</p> <p>①木材チップ業者から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><トレーサビリティレポートの作成></p> <p>②木材チップ業者からトレーサビリティレポートを入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p>③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑤トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態 についての情報が記載されているか (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている (3) 記載されていない (記載されている情報:)</p>
<p>⑥トレーサビリティレポートに加えて、納品伝票等で違法伐採木材を取り扱っていないことを確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない</p>
<p><森林認証の取得></p> <p>⑦森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか (1) 確認している (2) 確認していない [確認書類:]</p>
<p><団体認定の取得></p> <p>⑧木材チップ業者が団体認定を取得している場合には、団体認定書と合法証明書を入手しているか (1) 入手している (2) 入手していない</p>
<p><製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認> (森林認証又は団体認定による合法証明の場合は任意)</p> <p>⑨製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者や伐採地域を現地調査しているか (1) 木材チップ業者、伐採地域ともに調査している (2) 木材チップ業者のみ調査している (3) 伐採地域のみ調査している (4) 調査していない</p>

上記⑨の調査において、木材チップ業者の調査方法及び調査回数はどうなっているか。

製紙企業等[※]による木材
チップ業者の調査方法
(調査回数も含む):

上記⑨の調査において、伐採地域の調査方法及び調査回数はどうなっているか。

[製紙企業等[※]による
伐採地域の調査方法
(調査回数も含む):

⑩ 上記⑨の現地調査についての報告書を作成しているか

- | | |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 木材チップ業者、伐採地域ともに作成している | (2) 木材チップ業者のみ作成している |
| (3) 伐採地域のみ作成している | (4) 作成していない |

※: 製紙企業あるいは製紙企業の委託を受けた企業

●購入パルプについて

＜パルプ製造企業との協定＞(森林認証による合法証明の場合は任意)

- ①サプライヤーと違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか
(1) 入手している (2) 入手していない

＜トレーサビリティレポートの作成＞

- ②サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか
(1) 入手している (2) 入手していない

- ③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効利用についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ⑤トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

＜森林認証の取得＞

- ⑥森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか
(1) 確認している (2) 確認していない
[確認書類:]

＜自主的取組の確認＞

- ⑦パルプ製造企業が、日本製紙連合会の違法伐採対策モニタリング事業で合法証明DDシステムにより合法性を確認している場合には、トレーサビリティレポートの代わりに、合法証明書 [樹種、数量、伐採地域を記載したもの] を入手しているか
(1) 入手している (2) 入手していない

●木質バイオマス(輸入)について

<サプライヤーとの協定> (森林認証による合法証明の場合は任意)

- ① サプライヤーから違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか
(1) 入手している (2) 入手していない

<トレーサビリティレポートの作成>

- ② サプライヤーからトレーサビリティレポートを入手しているか
(1) 入手している (2) 入手していない

- ③ トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ④ トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効活用についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

- ⑤ トレーサビリティレポートにサプライヤー名、輸出入港、森林の所有形態についての情報が記載されているか
(1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

<森林認証の取得>

- ⑥ 森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか
(1) 確認している (2) 確認していない
[確認書類:]

<製紙会社等によるサプライヤー及び伐採地域の確認> (森林認証による合法証明の場合は任意)

- ⑦ 製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた輸入業者は、違法伐採が行われていないことを確認するため、サプライヤー及び伐採地域を現地調査しているか
(1) サプライヤー、伐採地域ともに調査している
(2) サプライヤーのみ調査している
(3) 伐採地域のみ調査している
(4) 調査していない

(ア)上記⑦の調査において、サプライヤーの調査はどのように行っているか。

〔 製紙企業等^{*}による
サプライヤーの調査方法
(調査回数も含む):

〕

(イ)上記⑦の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。

〔 製紙企業等^{*}による
伐採地域の調査方法
(調査回数も含む):

〕

⑧上記⑦の現地調査についての報告書を作成しているか

- | | |
|--------------------------|--------------------|
| (1) サプライヤー、伐採地域ともに作成している | (2) サプライヤーのみ作成している |
| (3) 伐採地域のみ作成している | (4) 作成していない |

●木質バイオマス(国産)について

＜木材チップ業者との協定＞(森林認証又は団体認定による合法証明の場合は任意)

①木材チップ業者等から違法伐採木材は取扱わない旨の誓約書あるいは協定又は覚書を入手しているか

- (1) 入手している (2) 入手していない

＜トレーサビリティレポートの作成＞

②木材チップ業者等からトレーサビリティレポートを入手しているか

- (1) 入手している (2) 入手していない

③トレーサビリティレポートに、樹種、数量、伐採地域、森林認証、森林に関する法令の遵守についての情報が記載されているか

- (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

④トレーサビリティレポートに森林経営の環境優位性及び社会的優位性の確保、生物多様性の保全、再・未利用材の有効活用についての情報が記載されているか

- (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

⑤トレーサビリティレポートに木材チップ業者名、森林の所有形態についての情報が記載されているか

- (1) 全て記載されている (2) 一部記載されている
(3) 記載されていない (記載されている情報:)

⑥トレーサビリティレポートに加えて、納品伝票等で違法伐採木材を取り扱っていないことを確認しているか

- (1) 確認している (2) 確認していない

＜森林認証の取得＞

⑦森林認証の取得について、認証番号をインボイス、納品書等で確認しているか

- (1) 確認している (2) 確認していない

[確認書類:]

＜団体認定の取得＞

⑧木材チップ業者が団体認定を取得している場合には、団体認定書と合法証明書を入手しているか

- (1) 入手している (2) 入手していない

＜製紙会社等による木材チップ業者及び伐採地域の確認＞

(森林認証又は団体認定による合法証明の場合は任意)

⑨製紙企業、あるいは製紙企業の委託を受けた企業は、違法伐採が行われていないことを確認するため、木材チップ業者等や伐採地域を現地調査しているか

- (1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに調査している
(2) 木材チップ業者等のみ調査している
(3) 伐採地域のみ調査している
(4) 調査していない

(ア)上記⑨の調査において、木材チップ業者等の調査はどのように行っているか。

〔製紙企業等*による木材
チップ業者等の調査方法
(調査回数も含む):

〕

(イ)上記⑨の調査において、伐採地域の調査はどのように行っているか。

〔製紙企業等*による
伐採地域の調査方法
(調査回数も含む):

〕

⑩上記⑨の現地調査についての報告書を作成しているか

- (1) 木材チップ業者等、伐採地域ともに作成している (2) 木材チップ業者等のみ作成している
(3) 伐採地域のみ作成している (4) 作成していない

<木質バイオマス証明の取得>

⑪木材チップ業者等が、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスに証明のガイドライン」

に基づいて木質バイオマスの合法性を確認している場合には、間伐材等由来の木質バイオマス又は
一般木質バイオマスの証明書を入手しているか

- (1) 入手している (2) 入手していない

[調査員コメント]

--

[監査委員コメント]

--